

第86号議案

郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(島根県風致地区条例の一部改正)

第3条 島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。